

平成 18 年 12 月 7 日

## はじめに

連日報道されている（いわゆる）官製談合は、業界の立場から見ればいつものことであり、ようやく拳がったかという感覚。全国に蔓延する談合の実態がある中で、氷山の一角に過ぎない。市民感覚からも談合はあまりにも日常的で、「またか」という感じ。談合が刑法 9 条に示される明白な犯罪行為であり納税者（市民・県民）が被害者であるとの認識が広がらないため、談合を許さないという強い怒りが見えてこない。これはマスコミの捉え方にも一因している。

私は、平成 13 年の談合離脱から今日までの経緯・経験から談合防止の方策を述べ、各県が国の公共事業に先駆けて談合を根絶すべく取り組んでもらいたいと願う。

## 談合はなくせるか

### 1. 公務員（首長以下特別公務員を含む）及び議員の意識改革

- ・ 公共事業の発注権限を持つ公務員は「公に奉仕」に徹する-----最重要
- ・ 上級職になるほど繰り返し教育-----市民の上に君臨する「お上」意識を変える
- ・ 契約は平等の権利義務を有することの徹底-----受注者は請負者ではない
- ・ 議員の口利きを厳禁
- ・ 権限のあることを自覚し、身の回りを潔癖にし続ける
- ・ 行政のチェック機能強化

### 2. 行政の情報公開を徹底

- ・ 入札に限らず行政の情報公開不足が（主権者）市民の関心の目が広がらない原因の一つ（情報公開が行政に不利益となるとの被害者意識

があるのではないか)

- ・ 納税者が(主権者として)関心の目を向ける
- ・ 事業計画要望から計画、事業終了まで経緯全部の情報公開(各段階に関与した者の役割、具体的氏名までを公開)

### 3. 入札の全部を一般競争入札に移行

- ・ 指名競争入札制度が談合の最大の要因

入札形式	特徴	長所	短所	その他
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名された特定の者が入札</li> <li>・ 発注側の意図による入札</li> <li>・ 発注側(行政)が最終責任(最近は受注側も瑕疵責任等が問われる制度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格業者の選定指名による不良業者排除可能(工事)</li> <li>(但し、業務委託では殆んど機能していない)</li> <li>・ 品質確保(有名無実)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合が容易</li> <li>・ 受注希望が無いのに入札参加も有り得る</li> <li>・ 議員等の口利きが可能</li> <li>・ 天の声(官製談合)</li> <li>・ 首長・職員等による恣意的指名</li> <li>・ 職員の天下り(要因大)</li> <li>・ ワイロ・たかりその他贈収賄の構造形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名の透明性・公正性を高める</li> <li>・ 指名の経緯公開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次選定～最終選定まで選定理由及び選定除外理由</li> <li>・ 各段階に関与した職員名(予定価格積算も同)</li> </ul> </li> </ul>
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札要件を有する不特定多数が入札</li> <li>・ 受注を希望する側が自己の意思で入札</li> <li>・ (将来)第三者機関(市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注希望者が要件を満たせば自由に入札に参加できる</li> <li>・ 首長・議員の口利き無用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不良業者の参入</li> <li>・ 低価格入札</li> <li>・ 善良な業者ほど経営悪化</li> <li>例：・雇用の不安定、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札条件付加によって入札者減少</li> <li>入札者特定する可能性</li> </ul>

	民参画)による最終責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の天下り無用</li> <li>・ 談合の形成困難</li> <li>・ ワイロ・たかり消滅</li> </ul>	不健全化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者養成に支障</li> <li>・ 低賃金化</li> <li>・ 品質低下の懸念</li> <li>・ 入札ゲームの横行</li> </ul>	談合し易い要因発生  罰則強化により対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低制限価格の設定による低価格入札への歯止め策</li> <li>・ 予定価格の廃止</li> <li>・ 3ヶ月～6ヶ月毎の入札参加希望業者の実態調査実施(技術者、手持ち工事等)</li> </ul>
--	-------------	--	--	---

#### 4. 公共工事は計画段階から市民参加とする

- ・ 公共事業は「予算あるから消化」ではない
- ・ 地域の公共事業は地域住民(市民)の要望によって計画を徹底
- ・ 要望する市民の責任の明確化

#### 5. 罰則強化

- ・ 条例により談合等不正行為に対する罰則強化
- ・ 国の改正内容程度では有効に機能しない
- ・ 業者に対する罰則だけでなく発注側の罰則を強化
- ・ 議員等の口利きについても罰則(不当利得有無にかかわらず)

#### 6. 入札監視委員会の機能権限強化

- ・ 第三者機関として設立（市民、有識者、行政等で構成）
- ・ 公取委の機能に準ずる地方での役割（調査権限を有する）

#### 7. 工事等評価委員会設置

- ・ 第三者機関として設立（市民、有識者、行政等で構成）\* 市民重視-----最終責任
- ・ 経審のランク付けだけでは形式的に偏向（業務委託はランク付け無し）
- ・ 各業種の段階で評価

#### 8. その他

##### 総合評価制度

（発注側による受注者評価制度は不正行為発生の要因）

- ・ 評価は発注側・受注側の双方向評価とすべき

##### 低価格入札について

- ・ 指名入札制度の行政地域と一般競争入札の地域が混在すれば、後者の地域の入札は草刈場となり低価格入札が横行
- ・ 国交省が公開する公共工事等労務単価基準額（技術者等日額単価）は平成10年以降毎年度下落している。それを基準に予算化及び入札価格算出のため一層業界体質を弱める要因となっている。（添付資料）
- ・ 本質的には「予定価格とは何か」、国の財政制度まで踏み込んだ議論が必要。基本的には予定価格廃止。（民間工事等では受注希望業者は自身が出来得る価格を算出）

##### 品確法

（公共工事の入札を価格だけによらず品質を確保する主旨）

- ・ 運用について問題（発注側：官主導の要素大-----天下りの助長

総合評価：誰が評価するのかと同一の課題)

#### 談合問題の本質

談合は法律に違反、犯罪であるという国民的合意形成がない。

- ・ 情報公開の不足
- ・ 市民（納税者）の不参加

談合を喜ぶ者がいる

- ・ 口利き等による不当利得
- ・ 公務員の天下り、贈収賄
- ・ 一部の業者

公共事業は納税者の税金によって成されていることから納税者は被害者

- ・ 官製談合は最も悪質

以上

株式会社第一測量設計コンサルタント  
代表取締役 近藤恒雄